

海外の臨床法学教育

アメリカ・ロースクールの 教育改革および貧困法への 取り組み

—アメリカ・ロースクール協会年次大会参加報告—

白木敦士

アメリカ・ロースクールの教育改革および 貧困法への取り組み

—アメリカ・ロースクール協会年次大会参加報告—

白木敦士（弁護士・早稲田大学臨床法学教育研究所招聘研究員）

第1 はじめに

私はこの度、2015年1月にワシントンD.C.で開催されたアメリカ・ロースクール協会（Association of American Law Schools、AALS）の年次大会に参加する機会を得たので、日本の法科大学院修了の若手弁護士として、今大会での報告にみられるアメリカ・ロースクール教育の動向の一端を紹介したい。

AALS年次大会で議論された内容は多岐にわたり、その幅の広さは大変な衝撃であった。AALSの組織内には、関心を共有するロースクールの教員達によって構成される多数の部会（sections）があり、Section of Art Law, Section on Student Servicesなどという部会もあった。年次大会ではこれらの部会が母体となって報告セッションが企画されている。配布されたパンフレット¹の報告セッション一覧を通読するだけでも、アメリカで法学教育に携わっている教員の関心事項の広がりや動向

を把握することができる。

本稿では、特にアメリカ・ロースクールの教育改革および貧困法（poverty law）への取り組みを紹介することとする。これらの関心は、私が通常の弁護士活動とともに、2013年から現在まで母校の早稲田大学法科大学院でアカデミック・アドバイザー²として、在学生・修了生に対する法律文書起案指導やキャリア支援を行ってきた経験及び、2013年よりホームレス総合相談ネットワークの一員として、生活保護申請の支援活動³を行ってきた経験に由来する。

第2 教育改革への取り組み

1 Jan. 3, 15:30-17:15 [4370] Section on Balance in Legal Education: The Future of Educating Effective Lawyers

(1) 概要

本セッションは、法曹教育の変化や雇用主たる法律事務所が求める能力の変遷に照らして、法曹としてロースクール修了段階

1 大会ブローシェアについては、https://www.aals.org/wp-content/uploads/2014/12/Program_Final.pdf（参照日：2015年5月15日）を参照。

2 実務家修了生が、ゼミや個別相談を通じて法科大学院在学生の学習をサポートする制度。詳しくは、<http://www.waseda.jp/flaw/gwls/education/support/#anc1>（参照日：2015年5月15日）を参照。

3 同支援活動については、拙稿「新人法律家による生活保護法的支援の意義」賃金と社会保障1631号43-49頁（2015）を参照いただきたい。

で身に付けておくべき実務能力について、ロースクールがいかに適切な教育を行うかという点について議論するものである。

(2) 報告内容

第一に、Heather Bock氏(Executive Director, Center for the Study of the Legal Profession, Visiting Professor of Law)は、大規模法律事務所から個人法律事務所まで様々な規模の法律事務所のパートナーから聞き取り調査を実施し、新人弁護士に求められる能力を分析した結果を報告した。Bock氏は、弁護士に求められる能力は、アソシエイトの成長段階ごとに異なり、各段階において重視する要素を明確にすることが必要であるとして、アソシエイトの段階毎に必要な能力を抽出して説明を行った。

また、Bock氏は、アソシエイトの能力を高めるためにmentor制度が有効であるとし、某大規模法律事務所において、mentorを有していたアソシエイトと、mentorを有していなかった弁護士とを比較し、執務開始8年以下でパートナーになることができた弁護士の割合を比較したところ、前者が圧倒的に大きな割合を占めていたという調査結果を報告した。

第二に、Alli Gerkman氏(Director, Educating Tomorrow's Lawyer, Institute for the Advancement of the American Legal System, Denver, CO)が、大手法律事務所のパートナーが、新人アソシエイトに不足していると思われる能力について調査を行った結果を報告した。また、ロースク

ルが実務的な学習環境を意識的に整備することや、大学と法律事務所が懇談する機会を増加させることが有用であるとの結論を述べた。

第三に、David B. Oppenheimer氏(University of California, Barkley School of Law)は、法律家が、クライアントによって選ばれるためには、話す力、書く力、聞き取る力という基本的能力を身に付けている必要があることを強調した。その他、実務的に優れた法曹となるための26の評価要素を抽出し、各要素について説明を加えた。

(3) 所感

Heather Bock氏の報告のうち、mentorを有しているアソシエイト弁護士の方がパートナー弁護士に昇格しやすいという調査結果が特に興味深いと感じた。

一般にパートナー弁護士は多忙であること、パートナー弁護士とアソシエイト弁護士が雇用者被用者に類似した緊張関係にある場合が少なくない⁴ことなどから、アソシエイト弁護士はパートナー弁護士に対して、些細な事について日常的に質問できるという訳ではない。

直接の評価権者ではない、他のアソシエイト先輩弁護士から指導を受ける機会が整備されていることは、若手弁護士が積極的に質問をすることができるという点で若手弁護士にとって有用な機会となると考える。効果的にmentorを利用した弁護士が出世をする傾向にあるという調査結果は、自然であろう。

4 この緊張関係は、新人弁護士の転職市場が不活発な状況では、一層顕著なものとなる。弁護士は個人事業主であり、新人であってもパートナー弁護士から指揮命令を受ける関係にはない場合が多いと論じられることが多いが、それは、新人弁護士の転職市場が活発な場合に妥当する説明にすぎない。特に、新人弁護士の就職状況が厳しい状況においては、新人弁護士が所属法律事務所を退所した後に、他の法律事務所に転職することは容易ではない。

2 Jan. 3, 17:15-18:30 [4520] Section on Balance in Legal Education Topic: Pedagogy Promoting Practice-ready Law Students: Lessons Learned from Recent Practice.

(1) 概要

本セッションは、実務的に求められる能力を備えた学生を教育するためのアプローチについて、若手教員の経験を報告し合うというものであった。

本セッションは、事前に用意された共通の問いに対して、各パネリストが回答を行うという形式で進行した。

(2) 報告内容

第一の質問は、法律事務所が新人弁護士に求める能力について、ロースクールにおいて、どのような教育方法の変化が見られるかという内容であった。

例えば、Emily Chiang氏（University of Utah, S. J. Quinney College of Law）は、法曹として求められる基本的な所作を重視する教育を行っているとした。たとえば、学生が提出物の期限を徒過した場合には、①報告、②プランBの選択、③遅れたことへの弁明というステップをとるよう指導しているとのことであった。

また、Chiang氏は、弁護士としてのプレッシャーは年々増す一方であるとし、学生が将来幸せな法律家になるために、幸せを図る方法を考えるように指導する工夫をしている。具体的には、プロボノやヨガのクラスへの積極的参加を勧めているとのことであった。

第二の質問は、学生が建設的な批判に対

処し、法曹として成長するために、どのような教育的改善をロースクールはなし得るかという内容であった。

例えば、Jennifer Brost氏（Southern Illinois University School of Law）は、学生の他人からの批判に対処する能力を上げるための工夫として、peer reviewを導入していると報告した。

また、Emily Chiang氏は、授業中において、将来の同僚としてできるだけ対等に、学生に接することを心掛けているとして、その取組状況について述べた。

(3) 所感

Chiang氏の発表のうち後半部分は、精神的に健康な弁護士となるために、ロースクール在学中からメンタルのケアを学ばせようという趣旨であった。

アメリカのロースクール学生の多くは、法曹資格取得そのものに対する不安というよりも、法曹資格取得後の生活に対する強い不安を抱いているなどと指摘される⁵。

他方で、日本の法科大学院学生の多くは、司法試験の合格率の低迷、法科大学院の進学要件の厳格化等の理由から、法曹資格取得そのものに対する不安を抱いている。

日本の法科大学院では、司法試験の準備に追われ、在学中にプロボノ活動やヨガクラスに積極的に参加する精神的な余裕がある在学生はあまり多くないと感じるが、法曹として仕事に就いた後の精神的な負担はアメリカの弁護士と大きく変わらない。Chiang氏の視点は日本の法曹養成プロセスにおいても重要であると感じた。

5 プライアン・タマナハ（樋口和彦、大河原眞美訳）『アメリカ・ロースクールの凋落』（花伝社、2013）参照。

3 Jan. 4, 16:00-17:45 [5060] AALS Academic Leadership Program--Topic: The Opportunities of Law School Leadership: Nurturing the Diverse Leaders Our Schools Need for the 21st Century.

(1) 概要

米国のロースクールは、ますます複雑な組織になっている。J.D.学位に加えて、多くのロースクールが、卒業後の教育プログラムや、他国の大学との協定、他国のロースクールとの単位相互認証制度、学際的な研究、コミュニティに根差したクリニックやプロボノ活動等の多くのプランを実施している。その結果、ロースクールは、幅の広いリーダーシップ性が求められるようになった。

このセッションは、ロースクールに求められるリーダーシップスキルとそのスキルを発展させる方法について議論するものである。

(2) 報告内容

Adrienne D. Davis氏（Vice Provost and Professor, Washington University in St. Louis School of Law）は、ロースクールが多様な活動を維持し、リーダーシップを確保していくためには、効果的なファンドレイズが重要であるとする。様々なステークスホルダーを分析し、専門の寄付チームを組織し、地域の特性を分析した上で、戦略的に寄付を求めている状況を報告した。

また、女性がリーダーシップを発揮しにくい状況は依然として継続していると述べ

た上で、ロースクールはそのような状況を改善する責任があるとし、女性のリーダーシップを論じる文脈では、女性がタフになることが求められる傾向にあるが、必ずしも正しくないと述べ、Gender Judoという考えを提唱した。

Gender Judoとは、男性側から差しのべられた手を、女性側が嫌悪したり、拒絶するのではなく、むしろ、女性側は、差しのべられた手を契機として、社会的な地位を駆け上がることができるという、「柔道」をベースにした考えである⁶。

Joyce E. McConnell氏（Provost and Professor, West Virginia University College of law）は、リーダーシップを獲得することは、法科大学院の特色を放棄しては、特色づけることはできないとし、リーダーになるコツは、他の人がリーダーになっていくことを気にしないことと論じた。

また、McConnell氏は、ロースクールにおけるリーダーシップの構築において、ネットワーキングの構築は極めて重要な地位を占めるのであるとして、教授やその他の人々とのネットワークを構築していくことの重要性を説いた。

Joan C. Williams氏（University of California, Hastings College of the Law）は、女性のリーダーシッププログラムを運営している。Williams氏は、女性がリーダーシップを獲得するためには、ジェンダー差別に拘わらず活躍できるような環境を整備することだけではなく、学生がそのように

6 Gender Judoについては、Williams氏自身の次の記事に詳しく説明されている。Joan C. Williams, *Women, Work and the Art of Gender Judo*, WASH. POST, Jan. 24, 2014, http://www.washingtonpost.com/opinions/women-work-and-the-art-of-gender-judo/2014/01/24/29e209b2-82b2-11e3-8099-9181471f7aaf_story.html（参照日：2015年5月15日）

活躍できると思える学習環境を整備していくことが重要と論じた。

Devon Wayne Carbado氏（University of California, Los Angeles School of Law）は、リーダーシップを達成するためには、全てのロースクールは、優秀であるとする学生の像を明確にすべきであり、またロースクールのリーダーシップを確保するための手段として、他の大学のDeanから話を聞くことが効果的であるとした。

(3) 所感

柔道は、柔よく剛を制す道、すなわち相手の力をしなやかに利用して、相手を倒すことを本質とする武術である。男性と同様のキャリアを歩むことが困難な場面においては、女性が、男性から差し伸べられる助けを拒絶するのではなく、むしろその手を利用して、女性が男性と同等の、またはそれ以上のキャリアを得ていくというGender Judoの概念を学べたことは、大変新鮮であった。

4 Jan. 5, 14:00-15:45 [6280] Section on Graduate Program for Non-U.S. Lawyers.

(1) 概要

アメリカ人学生のJ.D.コースへの入学者が減少している状況の中で、海外からの留学生の受け入れは、ロースクールの財源確保の重要な手段とされている。他方で、不幸なことに、留学生が学問的な成功を収める上で必要なサポートについての十分な考慮を欠いたまま、彼らが支払う高額な授業料を目当てに留学生確保の誘惑に踊らされるロースクールもある。

このような中で、本セッションは、海外

からの留学生の本当のニーズを見極めた上で、どのようにすればそのニーズを満たすことができるのか議論することを目的とする。

(2) 報告内容

第一に、Lauren Fielder氏（The University of Texas School of Law）は、所属ロースクールでは、LL.M.の学生をいかに多く獲得するかという点が重要課題とされており、LL.M.学生のリクルート担当者は相当な負担を感じているであろうと述べた。

しかし、Fielder氏は、最も大事なことはLL.M.学生に最良の学習環境を確保することであるとし、LL.M.学生がロースクールに求めているものは何か、ロースクール側が明確に意識すべきであると述べる。英語を母語としないLL.M.学生は一般的に、教室では静かにしており、何も議論せずに帰国する学生もいるが、それではロースクールが単なるdiploma mill化してしまう、と論じた。

第二に、Juliana Campagna氏（Hofstra University School of Law）は、Legal writingを教えており、所属校では、LL.M.学生に課されるLegal writingの必修講義のコマ数が英語を母語とするJ.D.と同じ頻度で開催されているが、英語を母語としないLL.M.学生にとっては圧倒的に少ないと感じているなどと述べた。

その他LL.M.学生の学習効果を高めるための取組として、国際法を専攻する2L、3Lの学生をメンターにつける制度を実施し、その際に国際法の専攻とLL.M.学生の出身国を結びつけるようにしていること、LL.M.学生向けのオリエンテーションの回数を増やしていることなどを報告した。

第三に、David W. Austin 氏 (California School of Law) は、LL.M. 学生のスピーキングスキルも向上させるべきであることを述べた。自らが関与した LL.M. 学生の例を挙げて、留学生と交わることで得られる J.D. 学生の利益は大変大きいことを報告した。

第四に、George E. Edwards 氏 (Indiana University Robert H. McKinney School of Law) は、LL.M. 学生の目的を明確に特定すべきとし、各ロースクールは真摯に LL.M. 生の目的を充足させようと努力すべきであると論じた⁷。

また、Edwards 氏は、LL.M. 学生が支払った高額授業料が必ずしも LL.M. 学生のための教育に充てられていない現状を指摘し、LL.M. と J.D. との資金配分について、その用途の透明性を確保すべきと述べた。

(3) 所感

本セッションでは、何れの報告者も LL.M. 学生の授業料が、J.D. 学生の授業料よりも高額であることを前提としており、アメリカにおけるロースクールにとって、LL.M. 学生から得られる授業料が魅力的な資金源となっていることを理解することができた。

本セッションは、小規模であったこともあり、冒頭に各参加者が自己紹介を行った。私は、将来 LL.M. コースに留学を希望していることを述べたところ、セッション終了後に、報告者を含む数名のロースクール担当者に囲まれ、各ロースクールの勧誘を受けた。ロースクール側の LL.M. 学生（が支払う高額授業料）の獲得に向けた熱心さを肌で感じる事ができた。

第3 貧困法への取り組み

Jan. 4, 10:30-12:15 [5170] Section on Poverty Law Topic: Working but Poor: Understanding and Confronting the Working Poor Phenomenon

(1) 概要

雇用は、歴史的に、労働者が経済的な保障を得るための手段としてみなされてきた。しかし、現状では、フルタイムの雇用に従事していても、貧困ライン以下の現状に陥っている労働者が増加している。本セッションは、その原因と打開策を探ろうとするものである。

(2) 報告内容

第一に、Anne Marie Lofaso 氏 (West Virginia University) が、米国内では2500万人が不安定かつ低賃金の雇用を強いられている事実を示した上で、貧困ライン以下の収入で生活している人々に占める割合が人種間で大きく異なっている事実を説明した。

第二に、Judith M. Conti 氏 (Federal Advocacy Coordinator, National Employment Law Project, Washington, D.C.) が、具体的な統計を挙げながら、多くの労働者に対してミニマムスタンダードの生活賃金を保障できていない状況を示し、アメリカの労働法は、低賃金労働者にとっては機能不全に陥っていることを説明した。

最低賃金法による補償として時給15ドルを求める運動が、当初は笑いものとされたが、昨年現実にワシントン州シアトル議会で最低賃金として時給15ドルとする法案を可決された例を挙げた。

7 Edwards 氏の報告の大部分は、同氏の著作である GEORGE E. EDWARDS, LL. M. ROADMAP: AN INTERNATIONAL STUDENT'S GUIDE TO U.S. LAW SCHOOL PROGRAMS, 65-69 (2011) に基づく。

第三に、Ruben J. Garcia氏（University of Nevada, Las Vegas, William S. Boyd School of Law）は、政治的力を利用した待遇改善に焦点をあてた発表を行った。低賃金労働者が政治的な活動に参加できない状況そのものを分析し、使用者の報復を恐れて政治的な活動ができない状況にあること、政治的な運動に投資する時間がないこと、資金がないこと等を挙げた。

また、Garcia氏は、これまで政治的役割を担ってきた労働組合であるが、近年アメリカではその影響力が低下している現状を報告した。米国での最低賃金保障はパッチワーク的な様相を呈しているが、いかに連邦レベルでの規制を達成するかという点に焦点を当てた議論が重要であると主張した。

第四に、Francis Quigley 氏（Indiana University Robert H. McKinney School of Law）は、インディアナ州でかつて栄えた地場産業が現在は衰退している状況を例に、近著IF WE CAN WIN HERE⁸という本の内容を中心に説明した。

Quigley氏は、20世紀は製造業の時代であり、製造業に従事していることが一つのキャリアとして認められた時代であったが、サービス産業の時代である現在において、サービス産業が20世紀における製造業と同様の地位に位置づけられることは困難であると論じた。

最後に、Gowri J. Krshma氏（Roger Williams University School of Law）は、Cooperativesという概念を紹介。Cooperativeがワーキングプアの問題を解決ないし緩和する一つ

の方策になると述べた。Cooperativeとは、消費者あるいは生産者が出資を行い、特定の活動を通じて得た利益を各構成員に配分する組合組織である。アメリカでは、近年様々なCooperativeが出現しており、従来の資本主義の概念を打ち破る組織として着目すべきと論じた。

(3) 所感

就労していても貧困ライン以下の収入しか得られない、いわゆるワーキングプアを巡る問題は、日本でも指摘されている。私は、2013年よりホームレス総合相談ネットワークの一員として、ホームレス状態にある人の生活保護申請の支援活動を行っており、日本における貧困問題について関心を抱いていたことから、本セッションに参加した。

Garcia氏の報告は、ワーキングプアを含む貧困ライン以下の人々が、政治的意思決定のプロセスから脱落した状態に陥っていることを示唆する内容であったが、これは日本の貧困の現場においても妥当すると感じた。

私は、日本で母子家庭を支援する団体「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の活動にも携わっている。2010年の母子世帯の母親の年間就労収入は181万円であり⁹、母子世帯の多くがワーキングプア状態にある。「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」を通じて出会う母親たちの状況を見ても、日々の生活に精一杯であり、政治的活動に時間を割く余裕など全くない。母親たちの一番の関心事は自身及び家族の明日の生活にあり、政

8 FRANCIS QUIGLEY, IF WE CAN WIN HERE : THE NEW FRONT LINES OF THE LABOR MOVEMENT (forthcoming in 2015).

9 厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」、
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/.（参照日：2015年5月15日）

治的な事項に関心を寄せる精神的余裕すらない¹⁰。貧困は、人々の政治的意欲を奪うという点においても、非常に困難な問題であることを改めて実感した。

第4 最後に

この度AALS年次大会では、上述した様々なセッション自体から学んだことはもちろんのこと、多くのロースクール教員と知り合うことができたことも、貴重な財産となった。私は、セッション終了後に、聞き取れなかった事項や理解できなかった概念については、積極的に周囲の参加者に質問し説明してもらった。何れの参加者も、根気よく大変丁寧に説明してくれた。最初は参加者の方に申し訳ない気持ちであったが、結果的に、個人的な質問を通じて、多くのロースクール教員と知り合い、各セッションの関連事項について意見交換をする

ことができた。その中で、ロースクール教育の問題点や課題に話が及ぶこともあったが、何れの教員も、ロースクール教育そのものについては疑いようなない価値として共有していたように思う。

日本においても、法曹資格を取得する手段として予備試験ルートと法科大学院ルートが併存する中で、日本の法科大学院は岐路に立たされている。私は、予備試験ルートの出身者ではないので、両ルートを比較して何れがよりよいかを判断することはできないが、法科大学院ルートの出身者として、法科大学院教育の価値を十分享受させていただいた。

法科大学院教育の意義を知る者の一人として、その価値を積極的に後輩に伝えていきたいと考えている。

(2015年5月15日脱稿)

10 少々古いが、NHKスペシャル『ワーキングプア』取材班編『ワーキングプア 日本を蝕む病』（ポプラ社、2007）は、日本におけるワーキングプアの実情を詳しく記している。